

工事成績評定制度の施行について

八幡平市では、請負工事について厳正かつ的確な評定を実施することにより、適正かつ効率的な施工の確保と工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図るため、平成24年4月1日以降に入札公告（指名通知含む。以下同じ。）する工事から、工事成績評定制度を次のとおり実施します。

1 工事成績評定制度導入の経緯と現状

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日付け法律第127号）が平成13年4月1日から施行され、公共工事の発注者は、工事現場の施工体制を適正なものとするため、点検その他の必要な措置を講じるよう義務付けられました。

適化法の主たる目的(第1条関係)

- (1) 公共工事の入札・契約の適正化の促進
- (2) 公共工事に対する国民の信頼の確保
- (3) 建設業の健全な発達を図る

また、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年3月31日付け法律第18号）が平成17年4月1日から施行され、公共工事の品質が確保されるよう、従来の価格のみの競争から価格と品質の両面からの競争に転換され、建設業者を適正に評価する入札方式として、総合評価落札方式が導入されました。

品確法の概要

- (1) 発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たし、現在及び将来の国民に公共工事の品質を確保する。(第3条関係)
- (2) 公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない。(第3条関係)
- (3) 公共工事の品質は、適切な技術又は工夫により確保されなければならない。(第3条関係)
- (4) 公共工事の品質は、談合等不正行為の排除を徹底し、入札・契約適正化が図られることにより確保されなければならない。
- (5) 発注者及び受注者の責務の明確化（第6条、第7条関係）

以上のことから、国や多くの地方公共団体においては、工事現場の施工体制の点検などの義務化や公共工事の品質確保に対応するため、工事成績評定要領等を制定し、発注者が工事ごとの施工状況、出来形及び出来ばえ、技術提案などを採点し公表することにより、工事に関する技術水準の向上と請負業者の適正な選定、さらには公共工事のより一層の透明化への取り組みが行われてきました。

2 対象工事

工事成績評定の対象工事は、原則として、完成検査時点の請負金額が300万円（消費税額及び地方消費税額を含む。）以上の市営建設工事及び特定市営建設工事とします。

3 評定者

評定者は、監督員、主任監督員、総括監督員、検査職員の4者が行います。

4 評定の時期

評定を実施する時期は、監督員、主任監督員、総括監督員にあつては、工事が完成した時点で行います。また、検査職員にあつては、完成検査を実施したときに行います。

5 評定における考査項目

(1) 施工体制

- ① 施工体制一般・・・監督員
- ② 配置技術者・・・監督員

(2) 施工状況

- ① 施工管理・・・監督員、検査職員
- ② 工程管理・・・監督員、主任監督員
- ③ 安全対策・・・監督員、主任監督員
- ④ 対外関係・・・監督員

※ 施工体制、施工状況については、「施工プロセス」のチェックリストに基づき評価します。

(3) 出来形及び出来ばえ

- ① 出来形・・・監督員、検査職員
- ② 品質・・・監督員、検査職員
- ③ 出来ばえ・・・検査職員

(4) 技術力

- ① 技術力・・・監督員

(5) 創意工夫

- ① 創意工夫・・・監督員

(6) 社会性等

- ① 地域への貢献等・・・主任監督員

(7) 法令遵守等・・・総括監督員

※ 技術力、創意工夫、社会性等は、監督員、主任監督員の評価のほか、受注者からの実施状況の報告に基づき評価します。

6 資格審査における運用

資格審査における格付けでは、工事成績評定点等（主観的事項）を評点化し、経営事項審査の総合評点値（客観的事項）との合計により審査し格付けを行います。

※平成29・30年度資格審査における運用を目指します。

7 資格審査における工事成績評定点の計算方法

【計算式】

平成27年7月1日以降、入札公告（指名通知含む。）する工事の工事成績評定用いて、次の計算式により算定します。

$$\left[\frac{(\text{成績評定点} \times \text{請負契約額}) + \dots}{\text{請負契約額} + \dots} - 65 \right] \times 5 + \alpha$$

- ① 65・・・基本点
- ② 5・・・係数
- ③ α ・・・過去2年度の分の工事成績評定点の平均点数（請負契約額による加重平均点）の状況により加点（小数点以下の端数は四捨五入した点数）

※平成29・30年度資格審査における運用について、平成27年7月1日以降、入札公告（指名通知含む。）する工事に係る工事成績評定とし、平成29年3月31日までに工事成績評定行われたものの平均点数とする。

【加点幅】

- ① 75点以上80点未満・・・1点から5点（加点幅1点）
- ② 80点以上85点未満・・・8点から20点（加点幅3点）
- ③ 85点以上・・・25点から100点（加点幅5点）

工事成績 加重平均点数	α
74点まで	0
75点	1
76点	2
77点	3
78点	4
79点	5
80点	8
81点	11
82点	14
83点	17
84点	20
85点	25
86点	30
87点	35
88点	40
89点	45
90点	50

工事成績 加重平均点数	α
91点	55
92点	60
93点	65
94点	70
95点	75
96点	80
97点	85
98点	90
99点	95
100点	100